



# 若手デザイナー支援コンソーシアム エントリーガイドブック

「若手デザイナーズ支援コンソーシアム」は、日本発のトップラグジュアリーブランドの創出を目指し、ファッション関連業界が官民連携で一致団結し、若手デザイナーを支援する取り組みです。

世界を目指し、世界と戦う若手デザイナーズブランドをコンソーシアムが全力で応援します。

# 1 若手デザイナー支援コンソーシアムとは

## (1) 概要

経済産業省が開催した「ファッション政策懇談会」にて議論・検討された「政策提言(2018.2.23公表)」を受け設立される、各種若手デザイナー支援策を官民が一体となり実施する枠組み

## (2) ビジョン

業種・地域を越えたコンソーシアムの枠組みを通じ、ファッション産業全体のオープンイノベーションを目指す

## (3) 発起人(五十音順敬称略)

## (4) 事務局

全体の連絡窓口は経済産業省に設置

各事業については事務局を公募・設置。各事業事務局が連携し、コンソーシアム事業を推進

将来的には民間等による自主事業を目指します

## (5) 設立年月日

平成30年3月23日

池田 哲夫	小松精練(株) 代表取締役社長
太田 伸之	(株)海外需要開拓支援機構 代表取締役社長
大西 洋	前三越伊勢丹ホールディングス社長
大矢 光雄	東レ(株) 専務取締役 繊維事業本部長
尾原 蓉子	ウィメンズ・エンパワメント・イン・ファッション 会長
貝原 良治	カイハラ(株) 代表取締役会長
木本 茂	(株)高島屋 代表取締役社長
栗野 宏文	(株)ユナイテッドアローズ 上級顧問
軍地 彩弓	(株)gumi-gumi クリエイティブディレクター/CEO
源馬 大輔	源馬大輔事務所
リチャール・コラス	シャネル(株) 代表取締役社長
島 正博	(株)島精機製作所 代表取締役会長
庄田 良二	(株)アシックス 執行役員
長島 聡	(株)ローランド・ベルガー 代表取締役社長
西川ハ一行	西川産業(株) 代表取締役社長
廣内 武	(株)オンワードホールディングス 代表取締役会長
三宅 正彦	(株)TSI ホールディングス 代表取締役会長
向 千鶴	(株)INFAS パブリケーションズ WWD ジャパン編集長
山下 雅生	(株)エイガールズ 取締役会長
山田 敏夫	ライフスタイルアクセント(株) 代表取締役

※ 役職は設立時

# 2 支援対象デザイナーズブランド

## 【対象要件】

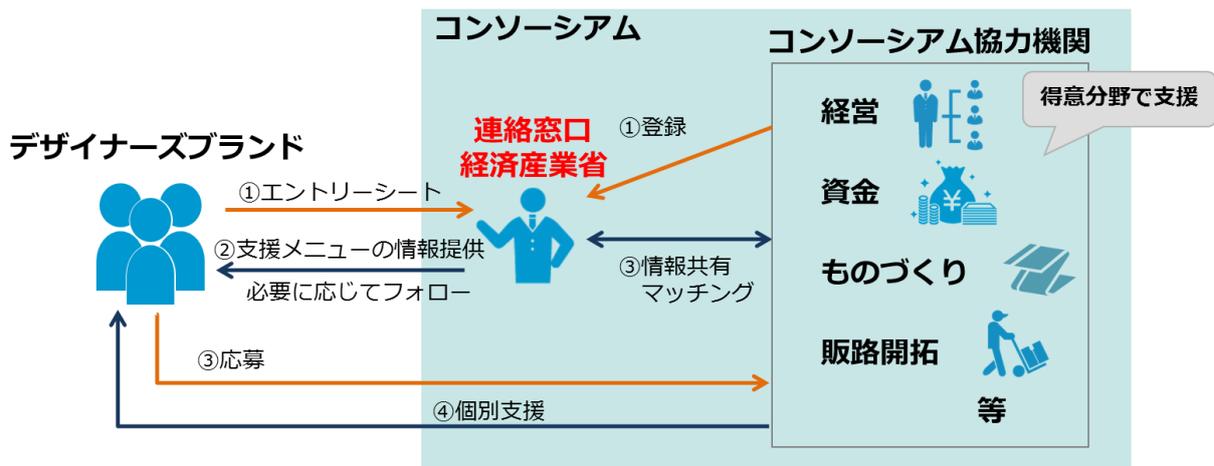
原則、以下の条件をすべて満たすファッションデザイナーズブランドとする。

- ウィメンズウエアまたはメンズウエアのデザイン活動をしていること
- 日本をビジネス活動の拠点として、独立して自身のブランドを継続的に企画・販売し、資本や経営の事となる企業や個人の管理下にいないこと
- ブランドとしての売上が原則 8,000 万円程度～数億円程度
- 海外販路開拓に向けたビジネスプランをもっていること
- 本事業の利用条件に承諾いただき、「エントリーシート」の作成が可能であること
- 反社会的勢力及び反社会的勢力との関係を有しないこと

## 【デザイナーに求められる姿勢】

- ◆ 「日本を代表するトップラグジュアリーブランドになる強い意志」があること。
- ◆ 協力機関等からの支援を受け、デザイナー自身及びブランドを成長させる事に自信があること。
- ◆ コンソーシアムと共に、日本のファッション産業の振興・地位向上を目指す先駆者になる事をコミットできること。

### 3 コンソーシアムのスキーム



※ 内容等によっては、支援できない可能性もありますのでご承知おきください。  
※ 相談は無料です。支援メニューによっては有償となる場合があります。

#### <主な支援メニュー>

支援デザイナーズブランドの相談内容に応じて、以下の支援メニューを実施します。

- ◆ 若手デザイナー支援のための情報基盤整備 (HP や FB を活用した各種支援情報を提供)
- ◆ 各種経営アドバイス
- ◆ 資金調達支援 (ファンド、クラウドファンディング等の活用)
- ◆ Connected Industries に向けた IT プラットフォーム構築支援
- ◆ 産地と若手デザイナー連携強化支援
- ◆ 海外有カインフルエンサー、バイヤー等の招聘
- ◆ 海外展示会出展支援
- ◆ 海外テストマーケティング支援
- ◆ 越境 EC による市場開拓支援
- ◆ 若手デザイナーズブランドと小売店の連携強化支援 等

### 4 受付から支援までの具体的な流れ

#### STEP1: デザイナーズブランドから連絡窓口への「エントリー」

「コンソーシアム協力機関」とその支援メニューについては「経済産業省ホームページ」及び「Facebook」にて情報を公開します。支援を求める「デザイナーズブランド」は「支援対象デザイナーズブランド (P1 参照)」に当てはまることを確認した上で「エントリーシート」に記入の上、「連絡窓口」へメール (bzlfashion\_consortium@meti.go.jp) にてご提出ください。コンタクトは原則メールとします。

#### STEP2: 支援メニューについての「ご案内」

提出された「エントリーシート」を基に「連絡窓口」が、具体的な支援メニューをご案内します。

#### STEP3: 支援メニューの「マッチング」

「連絡窓口」と「コンソーシアム協力機関」間で調整し、支援メニューが決まりましたら、「支援対象デザイナーズブランド」へお知らせします。その後、「連絡窓口」が「支援対象デザイナーズブランド」と「支援実施機関」との初回面談等のアレンジなどを行います。

## 5 協力機関リスト

(38 機関／令和5年1月現在)

(一社)日本アパレル・ファッション産業協会	(株)デザイナート
(一社)日本ファッション・ウィーク推進機構(JFWO)	東レ(株)
東京ファッションデザイナー協議会(CFD)	西川産業(株)
(一社)日本モデルエージェンシー協会	(株)ヌルベツト
(一財)ファッション産業人材育成機構(IFI)	(株)パルコ
(独)中小企業基盤整備機構	(株)ブラウニー
(独)日本貿易振興機構(JETRO)	(株)毎日放送
(株)海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)	ライフスタイルアクセント(株)
経済産業省	(株)ローランド・ベルガー
繊維・未来塾	(株)ワンオー
源馬大輔事務所	big(株)
(株)エイガールズ	(株)gumi-gumi
(株)オンワードホールディングス	(株)INFAS パブリケーションズ
カイハラ(株)	(株)SPRING OF FASHION
(株)三栄書房	(株)TSI ホールディングス
(株)島精機製作所	(株)TUM
(株)新東通信	(有)オープンクローズ
(株)高島屋	BLANC MEDIA, INC.
(株)デイトナ・インターナショナル	GHIRI GHIRI Management LLC

※五十音順

## 6 情報の管理

- ◆ コンソーシアムによる支援メニューを受けようとするデザイナーズブランドは、「エントリーシート」を作成し登録します。
- ◆ 「連絡窓口」は「エントリーシート」にて登録された課題に応じ、マッチした支援事業を実施する「コンソーシアム協力機関」に「エントリーシート」を提供するとともに、支援希望の旨を連絡します。
- ◆ 「連絡窓口」は「エントリーシート」の内容について、登録した「デザイナーズブランド」からの事前の同意なく「コンソーシアム協力機関」以外の第三者に開示しません。
- ◆ 「コンソーシアム協力機関」においても、「エントリーシート」記載の情報の取り扱いについては、「連絡窓口」と同様の扱いとします。
- ◆ 「エントリーシート」に記載されていない内容でもサービス提供において有用な追加情報があれば、「連絡窓口」の判断により、電話やメール等の手段を用いて「コンソーシアム協力機関」に情報共有します。

## 7 よくある質問(FAQ)

### Q. 支援対象は若手のデザイナーズブランドのみですか

A. 支援対象デザイナーズブランドの基準(P1 参照)に合致するものであれば対象となります。創業年数やデザイナーの年齢などは問いません。

### Q. 希望すればすべての支援を受けることができますか

A. 支援メニュー毎に選定基準等が設定されることから、必ずしも希望の支援を利用できるわけではありません。

**Q. 支援は無料で受けられますか**

A. 連絡窓口への相談までは無料です。ただし、支援メニューによっては有償となるものもあります。

**Q. コンソーシアムで実施する支援メニュー等に関する情報はどこで得られますか**

- A. ① 登録後はエントリーシートに記載のメールアドレス宛に各種情報をお知らせします(希望制)。  
② 各種情報は、経済産業省 HP 及び Facebook にて公開しています(8. 参照)。

## 8 **コンソーシアムに関する最新情報**

若手デザイナー支援コンソーシアムに関する最新情報は以下の HP にてお知らせします。

**(1) 経済産業省 HP**

「経済産業省 ファッション」で検索

[http://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/mono/creative/fashion/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/creative/fashion/index.html)



**(2) 若手デザイナー支援コンソーシアム Facebook**

「若手デザイナー支援コンソーシアム」で検索

<https://www.facebook.com/fashion.consortium.japan/>



**若手デザイナー支援コンソーシアム(連絡窓口)**

(経済産業省クールジャパン政策課内)

E-mail: [bzl-fashion\\_consortium@meti.go.jp](mailto:bzl-fashion_consortium@meti.go.jp)

本件に関するお問い合わせについては、メール  
でお願いします。

本ガイドブック記載の情報は発行時点のものとなります。

最新情報については、記載の HP からご確認いただきますようお願いいたします。



# 若手デザイナー支援コンソーシアム 条件及び同意書

## 【目的及び提供サービス】

1. 目的  
若手デザイナー支援コンソーシアムの支援事業(以下「本事業」)は、ファッション関連事業を行うデザイナーを支援すべく官民が連携し、外部専門家等を活用し経営面や販路拡大等に関し、切れ目のない支援を提供することを目的としています。
2. 提供するサービス  
本事業では、支援対象デザイナーが所属するデザイナーズブランド(以下、「貴社」)に対し以下のサービスを提供します。
  - ① ファッション関連の事業展開に関する本事業のコンソーシアム協力機関の支援メニューの紹介
  - ② ファッション関連の事業展開に関する専門家による支援

## 【ご利用の流れ】

1. 本事業のご利用に当たっては、コンソーシアム連絡窓口(以下「連絡窓口」)に対し、エントリーシートを作成し、提出することによって、利用の申込みを行います。
2. 連絡窓口は、エントリーシートに記載された情報を元に、コンソーシアム協力機関が実施する本事業の支援メニューをご紹介します。
3. 連絡窓口は、貴社の同意を得た上で、コンソーシアム協力機関に対してエントリーシート及び必要な情報を提供し、支援の協力を依頼します。
4. また、コンソーシアム協力機関及び連絡窓口は、貴社の事業展開の実現を円滑に進めるために、貴社の海外展開に向けて必要な支援に関する情報や、コンソーシアム協力機関が既に提供した支援メニューの内容等について、連絡窓口が策定する「若手デザイナー支援コンソーシアム運営マニュアル」に基づき相互に情報共有を行います。
5. 本事業の成果把握のため、連絡窓口が実施するアンケート調査等にご協力いただくことがあります。

## 【対象となる企業】

本事業は、原則以下の条件をすべて満たすデザイナーズブランドを対象とします。

1. ウィメンズウエアまたはメンズウエアのデザイン活動をしていること
2. 日本をビジネス活動の拠点として、独立して自身のブランドを継続的に企画・販売し、資本や経営のことなる企業や個人の管理下にいないこと
3. ブランドとしての売上が原則8,000万円程度～数億円程度
4. 海外販路開拓に向けたビジネスプランをもっていること
5. 本事業の利用条件に承諾いただき、「コンソーシアムエントリーシート」(以下「エントリーシート」)の作成が可能であること
6. 本事業のコンソーシアム協力機関が提供する支援メニューの利用を希望すること
7. 反社会的勢力及び反社会的勢力との関係を有しないこと

## 【企業情報の管理】

1. 連絡窓口及びコンソーシアム協力機関は、本事業を通じて知り得た貴社に関する情報を機密として扱い、当該情報を本事業に基づく業務及び本事業の利用状況の管理の目的以外に使用しません。また、当該情報を、行政、司法機関その他正当な法令上の権限を有する官公署から開示を要求された場合を除き、貴社の事前の了解を得ることなく、第三者に開示することはありません。

## 【反社会的勢力排除に関する誓約事項】

1. 応募者は、下記のいずれにも該当しないことを誓約いただきます。
  - ① 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
  - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
2. 前項各号のいずれかに違反した場合には、応募者が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てないことを誓約いただきます。また、若手デザイナー支援コンソーシアムは催告その他何らの手続きを要することなく、本サービスの提供を終了します。

## 【免責事項】

1. 連絡窓口は貴社の本事業の利用に際し、支援メニューの紹介やコンソーシアム協力機関への貴社の取次を行います。当該サービス紹介や取次は、貴社のニーズに合致した支援メニューの提供を保証するものではありません。
2. 本事業の運営やコンソーシアム協力機関等への取次等により、貴社及び関係者に損害等が発生した場合、それらが連絡窓口を含むコンソーシアム協力機関による故意または重大な過失によって引き起こされた場合を除き、その責を負いません。

以上